



## 東村山税務署からのお知らせ

《 還付申告は2月15日(水)以前でも提出を受け付けます(平日のみ) 》

# 東村山税務署の申告書 作成会場開設は2月10日(金)から

平成28年分の所得税および復興特別所得税の確定申告期間は  
2月16日(木)～3月15日(水)です

開場初日と最終週は大変な混雑が予想されます。期間中はこれらの日になるべく避けてお越しください(2月9日(木)までは常設窓口対応のみ)。混雑具合により受付を早く締め切る場合がありますので、午後4時ごろまでにお越しください。  
※個人事業者の消費税および地方消費税の申告・納税は、3月31日(金)まで  
※贈与税の申告・納税は、2月1日(水)～3月15日(水)

■ 問 東村山税務署  
■ (〒189-8555東村山市本町1-20-22・☎042-394-6811)  
■ 東村山税務署では、1月23日(月)から駐車場が使用できませんので、車での来署はご遠慮ください。  
■

### 日曜窓口

税務署は平日のみの開庁ですが、2月19日(日)・26日(日)に限り、所得税、個人消費税および贈与税の申告相談および申告書の受付を行います。  
※国税の領収・納税証明書発行・電話相談は行いません。

### 申告書の作成は国税庁HPから

国税庁HP「確定申告書作成コーナー」でご自宅のパソコンやタブレット端末などから申告書を作成することができます。給与所得者または年金所得者向けの分かりやすい画面もありますので、初めての方もぜひご利用ください。

作成した申告書は、マイナンバー(個人番号)カードとICカードリーダーライターを準備すれば「e-Tax(電子申告)」を利用して提出できます(カードがなくても印刷(白黒可)のうえ郵送などで提出可)。  
※住基カードの電子証明書は有効期限内であれば、新たにマイナンバーカードの交付を受けるまで引き続きe-Taxで利用可

#### □問い合わせ先

- 申告・納付<sup>など</sup>…上記問へ。
- 確定申告書等作成コーナーの操作…e-Tax・作成コーナーヘルプデスク(☎0570-01-5901)  
1月16日(月)～3月15日(水)の受付時間
- e-Tax…24時間無休(毎月曜日午前0時～8時30分を除く ※初日は8時30分<sup>から</sup>)
- e-Tax・作成コーナーヘルプデスク…月～金曜日および2月19日～3月12日の日曜日午前9時～午後8時

### 納税は、期限内にご自身で！

申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知書などによる納税のお知らせは行っていません。納付には便利な振替納税をご利用ください。

### 平成28年分確定申告書の振替納付日

- 所得税および復興特別所得税：4月20日(木)
- 消費税および地方消費税：4月25日(火)  
電子納付をご利用になると、自宅やオフィスなどのインターネットを経由して納付できます。詳細は、上記問へ。

### 申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

なりすましを防止するため、申告書や申請書などには「マイナンバーの記載」と「本人確認(番号確認と身元確認)」が必要です(窓口提示または写しの添付)。  
※確認に時間がかかりますので事前にご用意ください。

①マイナンバーカード(個人番号カード)  
※1つで「番号確認」と「身元確認」ができます。

②(①がない場合)番号確認書類 + 身元確認書類

- 番号確認書類…通知カード・マイナンバー記載の住民票<sup>など</sup>
- 身元確認書類…運転免許証・パスポート・障害者手帳・公的医療保険の被保険者証<sup>など</sup>

※市役所で確定申告書の作成・相談・提出をする場合や、東村山税務署に郵送で

提出する場合は、①の写し(両面)または②の写しを添付してください。

### 復興特別所得税の計算をお忘れなく

平成25～49年の各年分は、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされています(還付申告でも計算が必要)。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則、その年分の所得税額)に2.1%の税率を乗じて計算した金額です。また、平成25年1月1日～平成49年12月31日に生じる所得について、源泉所得税が徴収されている場合には、復興特別所得税が併せて徴収されています。

### 国外財産調書の提出

平成28年12月31日において、価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、3月15日(水)までに提出をお願いします。

提出がなかった場合や正しく記載されていない場合には、加算税の加重措置や罰則が適用されることがありますのでご注意ください。

### 財産債務調書の提出

所得税および復興特別所得税の確定申告書を提出しなければならない方で、平成28年分の総所得金額および山林所得金額の合計額が2,000万円を超え、平成28年12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産またはその価額の合計額が1億円以上の国外輸出特例対

象財産を有する方は、3月15日(水)までに提出をお願いします。

提出がなかった場合や正しく記載されていない場合には、加算税の加重措置が適用されることがありますのでご注意ください。

### 税理士による無料申告相談～申告書を作成して提出できます～

#### □税理士による無料申告相談

| 会場       | 日程             | 受付時間            |
|----------|----------------|-----------------|
| 防災センター6階 | 2月7日(火)～10日(金) | 午前9時30分～午後3時30分 |

小規模納税者の所得税および復興特別所得税・個人消費税、年金受給者・給与所得者の所得税および復興特別所得税の申告(土地・建物・株式などの譲渡所得のある場合を除く)を作成して提出できます。申告書などの提出のみの受付はしませんので、直接税務署に提出してください(郵送可)。

持 筆記用具・計算機・申告書の控え(前年以前に申告した場合)

※申告に必要な添付書類がある場合は持参してください。

※混雑状況により受付を早く締め切る場合があります。初日の午前中は特に混雑します。混雑緩和にご協力ください。

※所得金額が高額な方や相談内容が複雑な方は、税務署をご利用ください。

※申告書にはマイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカードまたは②通知カードなどの番号確認書類および運転免許証などの身元確認書類)の写しが必要です。必ずご持参ください。

※車での来場はご遠慮ください。

## マイナンバー制度の導入に伴う変更点

### 市・都民税の申告の際に番号確認と身元確認が必要になりました

マイナンバー制度の導入に伴い、申告書にマイナンバー(個人番号)の記載が必要になりました。これにより、申告書に記載されたマイナンバーが正しいことの確認(番号確認)および申告書を提出する方が番号の持ち主であることの確認(身元確認)による本人確認が義務付けられることになりました(窓口提示または写しの添付)。

#### □確認書類

- マイナンバーカードのみ
- 通知カードまたはマイナンバー記載の住民票(番号確認)および運転免許証・パスポートなど官公署発行の顔写真付き証明書(身元確認)
- ※顔写真付きのものがない場合は、保険証・年金手帳など官公署発行の証明書2点が必要です。
- ※郵送の場合は、写しを同封してください。

## 事業主の皆さんへ 東京都と都内区市町村からのお知らせ

平成29年度から個人住民税の特別徴収を徹底します。

#### □特別徴収とは

事業主の方(特別徴収義務者)が従業員(納税義務者)に代わり、毎月給与から個人住民税を差し引き、納入していただく制度で、法律で義務付けられています。

※従業員が常時10人未満の場合は、従業員がお住まいの市区町村に申請書を提出し承認を受けることで、年12回の納期を年2回にすることができる「納期の特例」制度があります。

#### □特別徴収のメリット

所得税のように、税額の計算や年末調整をする手間が掛かりません。事業主の皆さんは、特別徴収の実施に向けてご協力をお願いします。

◆市民税課 田 (☎042-460-9828)

個人住民税PRキャラクター  
ぜいきりん

